

京都市交通局管理規程 6-8 (京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程) の一部を次のように改正する。

平成17年12月28日

京都市公営企業管理者
交通局長 島田 與三右衛門

第4条第2項の表中

円
360
390
420
450
480
180
200
210
230
240

を

円
370
410
440
470
500
190
210
220
240
250

に改める。

円
13,230
14,490
15,750
17,010
18,270

円
13,550
15,230
16,490
17,750
19,010

37, 710
41, 300
44, 890
48, 480
52, 070
71, 440
78, 250
85, 050
91, 860
98, 660
10, 440
11, 340
12, 240
13, 140
14, 040
29, 760
32, 320
34, 890
37, 450
40, 020
56, 380
61, 240
66, 100

38, 620
43, 410
47, 000
50, 590
54, 180
73, 170
82, 240
89, 050
95, 850
102, 660
10, 670
11, 870
12, 770
13, 670
14, 570
30, 420
33, 840
36, 400
38, 970
41, 530
57, 630
64, 110
68, 970

第5条第2項の表中

70,960
75,820
8,100
8,820
9,540
10,260
10,980
23,090
25,150
27,200
29,250
31,300
43,740
47,630
51,520
55,410
59,300
4,950
5,400
5,850
6,300
6,750
14,120

を

73,830
78,690
8,280
9,240
9,960
10,680
11,400
23,610
26,340
28,400
30,450
32,500
44,720
49,900
53,790
57,680
61,560
5,070
5,670
6,120
6,570
7,020
14,460

に改める。

15,400	16,170
16,680	17,450
17,960	18,730
19,250	20,020
26,730	27,380
29,160	30,620
31,590	33,050
34,020	35,480
36,450	37,910

第6条第1項中「均一路線」を「自動車規程別表第4右欄に掲げる路線」に改め、同条第2項第1号中「17,550円」を「18,180円」に改め、同項第2号中「50,030円」を「51,820円」に改め、同項第3号中「94,770円」を「98,170円」に改める。

第21条第2項中「均一路線と調整路線」を「自動車規程別表第4右欄に掲げる路線と他の路線」に、「調整路線」を「当該他の路線」に改める。

第22条第3項中「乗合自動車」の右に「のうち同社が指定する路線」を加える。

第26条第2項中「200円」を「100円」に改める。

第27条第2項第1号の表連絡定期券の項中「2乗車」の右に「(自動車規程別表第4に定める路線を乗車する定期券にあつては3乗車)」を加え、「第7条」を「第8条」に改め、全線定期券の項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第29条第1項中「当該一日乗車券の通用期日において乗合自動車及び高速鉄道が正午以後にわたって運行を休止した」を「乗車開始前に乗合自動車及び高速鉄道が運

行不能となったため、事故の発生前に購入した一日乗車券が不要となった」に、「(未使用のものに限る。)」を「が使用開始前であるときに限り、これ」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「当該二日乗車券の通用期日の1日目において乗合自動車及び高速鉄道が正午以後にわたって運行を休止した」を「乗車開始前に乗合自動車及び高速鉄道が運行不能となったため、事故の発生前に購入した二日乗車券が不要となった」に、「(未使用のものに限る。)」を「が使用開始前であるときに限り、これ」に改め、「また、当該二日乗車券の通用期日の2日目に乗合自動車及び高速鉄道が正午以後にわたって運行を休止した場合は、当該二日乗車券を一日乗車券等の発売場所に提出して、既に支払った当該二日乗車運賃から一日乗車運賃を差し引いた額の払戻しを請求することができる。」及び同項ただし書を削り、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 1日目の使用を終了した二日乗車券を所持する旅客は、当該二日乗車券の通用期日の2日目に乗合自動車及び高速鉄道が正午以後にわたって運行不能となった場合は、当該二日乗車券を一日乗車券等の発売場所に提出して、既に支払った当該二日乗車運賃から一日乗車運賃を差し引いた額の払戻しを請求することができる。ただし、通用期日から1箇月を経過した場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規程は、平成18年1月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程(以下「改正後の規程」という。)の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日(以下「施行日」という。)前に発売した連絡普通券を所持する旅客は、別に定めるところにより当該連絡普通券を使用することができる。

- 3 改正後の規程の規定にかかわらず、施行日前に発売した連絡定期券又は全線定期券を所持する旅客は、当該乗車券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。
- 4 施行日から平成19年1月6日までの間に係る第5条第2項に規定する旅客運賃の額については、次の表の左欄に掲げる字句は同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

8, 280	8, 100
9, 240	8, 820
9, 960	9, 540
10, 680	10, 260
11, 400	10, 980
23, 610	23, 090
26, 340	25, 150
28, 400	27, 200
30, 450	29, 250
32, 500	31, 300
44, 720	43, 740
49, 900	47, 630
53, 790	51, 520
57, 680	55, 410
61, 560	59, 300
5, 070	4, 950
5, 670	5, 400

6, 1 2 0	5, 8 5 0
6, 5 7 0	6, 3 0 0
7, 0 2 0	6, 7 5 0
1 4, 4 6 0	1 4, 1 2 0
1 6, 1 7 0	1 5, 4 0 0
1 7, 4 5 0	1 6, 6 8 0
1 8, 7 3 0	1 7, 9 6 0
2 0, 0 2 0	1 9, 2 5 0
2 7, 3 8 0	2 6, 7 3 0
3 0, 6 2 0	2 9, 1 6 0
3 3, 0 5 0	3 1, 5 9 0
3 5, 4 8 0	3 4, 0 2 0
3 7, 9 1 0	3 6, 4 5 0

(交通局企画総務部企画課)